

国自貨第245号の2
国自安第54号の2
国自旅第71号の2
令和7年8月7日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第 2 4 5 号
国自安第 5 4 号
国自旅第 7 1 号
令和 7 年 8 月 7 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公 印 省 略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

みだしのことについては、別紙の許可基準等により、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 35 条及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「トラック法」という。）第 29 条による許可事務を行うこととするので、遺漏のないように取り計らわれない。